

仙台羅須地人協会 講演 2026.3.7.

宮城県病院再編計画の深層

— 県立精神医療センター 富谷移転問題を中心に —

古川駅前メンタルクリニック 院長
東北メンタルヘルス研究所 所長
(宮城県精神保健福祉審議会 **前** 委員)

岡崎 伸郎



◆この講演に関して開示すべき企業等との利益相反はありません。

◆本日の内容

- ・ ことの発端は、県立がんセンターの赤字問題
- ・ $2 \times 2 = 4$ 病院再編計画へ（精神医療が巻き込まれ「合築」へ）
- ・ 県の計画二転三転の経緯
- ・ 精神医療・精神障害者福祉の特殊性・困難さ（への無理解）
- ・ 県精神保健福祉審議会とは
- ・ 知事は審議会を軽視し、恫喝し、ウソをつく。知事に箴言できる県幹部はいない。
- ・ 障害者権利条約の理念に悖る県（知事）の姿勢
- ・ 経済優先の考え方は医療・福祉施策に馴染まない
- ・ これはデジャ・ヴュか？

◆この発端は、県立がんセンターの赤字問題

仙台市周辺の14市町村は医療法に基づく2次医療圏を構成し、圏内の病床数には上限がある。

一方、救急医療や急性期医療を担う総合病院は仙台市内に集中する。これに対して、仙台市のベッドタウンとして人口が増加してきた北部の富谷市や南部の名取市は急性期医療の拠点不足に直面していた。このため知事は、病院再編による赤字体質の改善と郊外への病院立地を実現する一石二鳥を狙った。

◆この発端は、県立がんセンターの赤字問題

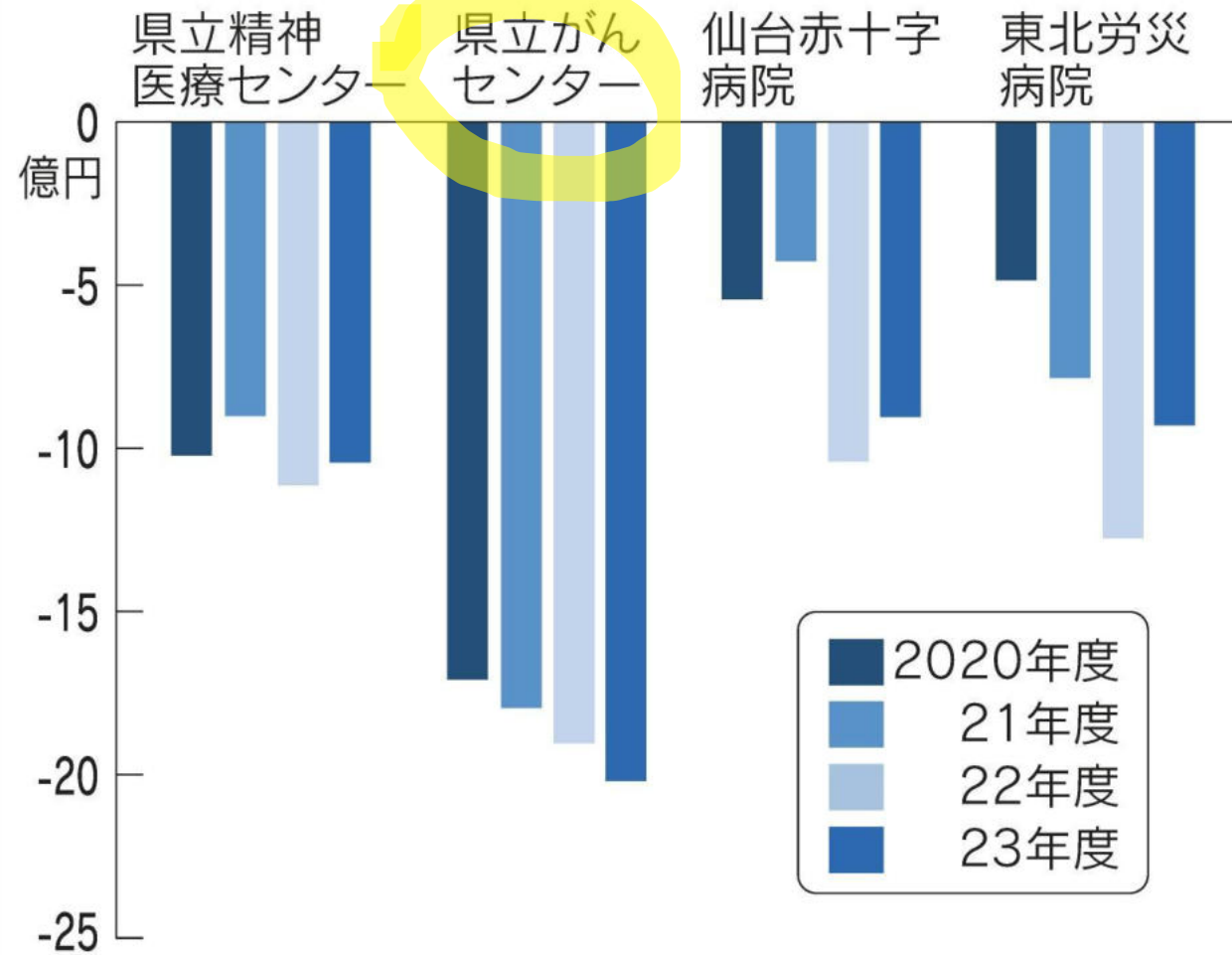
仙台市周辺の14市町村は医療法に基づく2次医療圏を構成し、圏内の病床数には上限がある。

一方、救急医療や急性期医療を担う総合病院は仙台市内に集中する。これに対して、仙台市のベッドタウンとして人口が増加してきた北部の富谷市や南部の名取市は急性期医療の拠点不足に直面していた。このため知事は、病院再編による赤字体質の改善と郊外への病院立地を実現する一石二鳥を狙った。

…キレイに表現すればそうなる

実のところは、県立がんセンターを身売りして、県の財政から手放すのが狙い。

患者数の減少により医業損失は増加傾向



◆2×2=4病院再編計画へ

(精神医療が巻き込まれ労災病院と「合築」へ)

- ・ 宮城県立がんセンター(地方独立行政法人宮城県立病院機構)
がんに特化した総合病院、年間約20億円の赤字、名取市
- ・ 仙台赤十字病院(日本赤十字社)
総合病院、慢性的赤字体質、仙台市太白区八木山
- ・ 東北労災病院(独立行政法人労働者健康安全機構)
総合病院、慢性的赤字体質、仙台市青葉区台原
- ・ 宮城県立精神医療センター(地方独立行政法人宮城県立病院機構)
精神科病院、老朽化→建て替えが急務、年間約10億円の赤字、名取市
県精神科救急の基幹施設、根拠法は精神保健福祉法

4病院再編は知事の公約だった



◆なぜ合併でも統合でもなく「合築」か？

- ・ 宮城県立精神医療センター（地方独立行政法人宮城県立病院機構）

宮城県立名取病院として昭和32年設立

精神保健福祉法第19条の7

「都道府県は、精神科病院を設置しなければならない。」
→ 県としては、「県立」の枠を外せない

- ・ 東北労災病院（独立行政法人労働者健康安全機構）



そこで、富谷市の提供する敷地内に隣接して「合築」という奇策に出た

しかし、設立母体の異なる2病院間で、円滑に診療連携するのは至難

◆県立精神医療センター建て替え計画二転三転の経緯①

- ・ 平28年10月
候補地だった県立がんセンター西側山林への移転を断念(用地買収不調)

- ・ 令元年12月
「宮城県立精神医療センターのあり方検討会」報告書を知事に答申(岡崎参画)

- ・ 令2年8月
東北労災Hp、仙台赤十字Hp、県立がんセンターの連携について検討開始
(この時点で県立精神医療センターは対象外)

- ・ 令2年9月
富谷市が3病院の統合・移転先として誘致を表明

- ・ 令3年9月
県立精神医療センターを含む2×2＝4病院の再編計画を公表

◆県立精神医療センター建て替え計画二転三転の経緯②

- 令3年10月
県立精神医療センターと東北労災病院の富谷市への移転合築を
知事が選挙公約に → 当選
- 令4年5月
富谷市が移転候補地(明石台東)を県に提案
- 令5年2月
県精神保健福祉審議会に移転計画を報告、反対意見多数
- 令5年2月
名取市の新病院に精神科外来機能を設置する計画を公表

◆県立精神医療センター建て替え計画二転三転の経緯③

- ・ 令5年5月
県精神保健福祉審議会が「移転計画は認められない」と決議(ここから岡崎参戦)
- ・ 令5年8月1日
県精神保健福祉審議会でさらに反対意見が相次ぐ
- ・ 令5年8月31日
県精神保健福祉審議会で知事が、名取市に民間精神科病院を誘致する旨公表
決議結果:出席16名中、反対11名、保留5名、賛成なし
- ・ 令5年9月
民間精神科病院誘致に関する募集要綱案公表
- ・ 令5年9月～10月
県議会で県当局の4病院再編の進め方について厳しい意見相次ぐ

◆県立精神医療センター建て替え計画二転三転の経緯④

- ・ 令5年10月
県議会各会派が知事に要望書提出
患者・家族の意見を聴け、審議会に丁寧に説明せよ、仙台市と協議せよ、等
- ・ 令5年10月2日
名取市に富谷の新精神医療センターの分院(サテライト)設置を示唆
- ・ 令5年10月10日
県精神保健福祉審議会で富谷移転・病院誘致を前提とした協議に反発多く、具体の協議に入らず、継続審議
- ・ 令6年2月
県精神保健福祉審議会にサテライト3案を報告 → どれもダメダメ
- ・ 令6年11月
県精神保健福祉審議会、全会一致で「名取市内で建て替えるべき」と決議

◆県立精神医療センター建て替え計画二転三転の経緯⑤

- ・ 令6年12月
県議会で知事が「名取市内での建て替え」を表明
- ・ 令7年5月
労働者健康安全機構からグループ全体の経営悪化を理由に協議終了の通告
- ・ 令7年7月
県精神保健福祉審議会で名取市内での建て替え候補地について報告
- ・ 令7年12月
県精神保健福祉審議会で名取市での建て替え候補地について審議継続

◆精神医療・精神障害者福祉の特殊性・困難さ(への知事の無理解)

- ・ 精神医療が一般医療から差別化されてきた歴史
 - 精神障害者への差別・偏見を国が助長してきた
 - 戦後の国策としての隔離収容主義から脱却できていない
 - 人員配置の低規格と低診療報酬が固定化
 - ・ 精神医療ユーザーの多くは、患者であると同時に障害者である
 - 医療と福祉サービスの両方を利用しながら地域生活
- 県立精神医療センターは創立以来、2つの両立を実践していた(全国モデル)
名取地区には、精神障害者のためのグループホーム、作業所、支援事業所などが集積している

◆県精神保健福祉審議会とは

- ・ 設置の根拠は、県の条例のみではなく法律（精神保健福祉法）である
知事の諮問に答えるほか、精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項に関して知事に意見を具申することができる。
- ・ 基本的スタンスとして、当事者・家族の意見を尊重する

記者会見での知事発言「審議会の人たちは偏向している」 → そうなの？

◆審議会委員の構成

東北大学精神科教授(会長) 精神科医	計19名
精神障害当事者団体 役員	精神科看護協会県支部 顧問 看護師
県障害者自立支援協議会 部会 副会長	家庭裁判所 所長 判事
県精神科病院協会 会長 精神科医	県保健福祉事務所長会 医師
県精神保健福祉協会 理事 精神科医	県医師会 常任理事 精神科医
県精神保健福祉センター長 精神科医	県障害者自立支援協議会 精神科医
県立精神医療センター 院長 精神科医	市精神保健福祉センター長 精神科医
障害者福祉施設 精神保健福祉士	県精神科診療所協会 顧問 精神科医
仙台弁護士会 弁護士	県保健師連絡協議会 保健師
精神障害者家族会 副会長	県精神保健福祉士協会 役員

◆知事は審議会を軽視し、恫喝し、ウソをつく
知事に箴言できる県幹部はいない

◆審議会での知事の発言(HPに公開の議事録より)①

…これに限らず、政策をどうするかということについて、この審議会のみならず、どの審議会に対しましても、そういったことを諮問したことは過去18年ございません。

…会長が意見具申をするということであれば、それは取りまとめていただいて結構ですけれども、それで執行権者であります私が全て縛られることはない、これ当然のことですね。

…私の言っているこの案を止めることはできないということは当然御理解いただいた上で、まとめていただきたい。これを止めることは当然、何の根拠也没有から。私がやったことに対して止めることができるのは県議会だけでございますので、そこは御理解をいただきたい。

◆審議会での知事の発言(HPに公開の議事録より)②

・・・そこで東北労災病院と精神医療センターを合築して、富谷市に移転することを選挙公約に掲げました。

・・・選挙公約ですから、これはもう私にとりましては必ず実現しなければならないということです。

・・・それで私が当選した以上は、私はこれを絶対実現しなければ私は辞めなくてはいいけないと思っています。ですから、最終的にダメになったらそれぐらい責任取るつもりでやっているわけです。

・・・それで富谷の方にどうしても持っていくことができないと、これもやってあれもやったけれども、結果としてできないということになれば、私は当然お詫びして、白旗を挙げて、知事会長になりましたけれども、知事を辞職します。

◆障害者権利条約の理念に悖る県(知事)の姿勢

条約第3条（一般原則）の3

締約国は、この条約を実施するための法令及び政策の作成及び実施において、並びに障害者に関する問題についての他の意思決定過程において、障害者（障害のある児童を含む）を代表する団体を通じ、障害者と緊密に協議し、及び障害者を積極的に関与させる。

“Nothing about us without us !”

◆経済優先の考え方は医療・福祉施策に馴染まない

◆これはデジャ・ヴュか？



◆これはデジャ・ヴュか？



参考文献



講演内容含む(岡崎著)



障害者権利条約関連特集(岡崎編)